

様式第1号(第3条関係)

産業廃棄物保管施設届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏名 大阪建設(株) 大阪 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〒番号

保管を行う敷地等の面積が **300 m<sup>2</sup>**以上の場合、こちらを選択して下さい。

第17条第1項  
第17条の2第1項 の規定

産業廃棄物の保管を行うので、大阪府循環型社会形成推進条例

により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管の用に供される場所の面積が **300 m<sup>2</sup>**以上の場合、こちらを選択して下さい。

保管を行う事業場の名称及び所在地		名称： <b>大阪事業所</b> 所在地： <b>〇〇市〇〇町1-2-3, 4, 5</b>
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		<b>大阪不動産(株) 代表取締役 大阪花子</b> <b>〇〇市〇〇町6-7-8</b>
産業廃棄物の種類及び数量その他産業	保管の目的	<b>廃棄物の分別、輸送コストの効率化</b>
	保管のための容器の使用の有無	有 ・ 無
	保管の積み上げ高さ	3m以下
	産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	<b>木くず：パツカン、 廃プラ：RC3方囲みがれき：地面をコンクリート舗装 ばいじん：ドラム缶で密閉</b>
	保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積	保管を行う事業場： <b>500 m<sup>2</sup></b> 保管の用に供する場所： <b>100 m<sup>2</sup></b>
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する環境の保全のための措置に係る計画	別紙のとおり
	産業廃棄物の発生場所又は地域	<b>大阪府域南部</b>
保管を行う事業場への搬入の方法	<b>自社運搬</b>	
搬入の頻度及び量	<b>1回/日 4t/回</b>	
搬入を行う時間帯	<b>8：00～17：00</b>	

廃棄物の保管に関する事項	産業廃棄物の搬出に関する事項	搬出先の氏名又は名称及び住所	大阪環境㈱ △△市△△町1-2-3
		搬出の方法	大阪環境㈱に委託
		搬出の頻度及び量	1回/週 20 t
		搬出を行う時間帯	8:00~17:00
処分に関する計画	処分に 関する 事項 *1	処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法 *2	廃プラ：焼却
		処分の頻度及び量	2回/週 30kg/回
		一日当たりの処理能力	50kg/日
		処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所	㈱東京環境 ××市××町1-2-3
条例第20条第1項の帳簿の備付け場所		大阪事業場 〇〇市〇〇町1-2-3	
届出者が営む事業の種類別		建設業	
届出者が建設業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称	大阪府	
	許可番号	1234567890	
届出者が解体工事業者の登録を受けた者である場合	登録をした行政庁の名称	大阪府	
	登録番号	2345678901	
届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称	大阪府	
	許可番号	3456789012	
保管開始予定年月日		〇〇年 〇月 〇〇日 (廃止予定 △△年 △月 △△日)	
※事務処理欄			
備考			
<p>1 産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。</p> <p>2 *1の欄には、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。</p> <p>3 *2の欄には、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 ※欄は記入しないこと。</p>			

(別紙)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

囲いの性状、構造耐力性	RC 高さ4m
屋根等の飛散流出防止措置	スレート屋根を設置 バケツをシートで覆う
悪臭防止措置	シートによる雨水浸透防止 腐食前の早期搬出
汚水による汚染防止措置	スレート屋根を設置 バケツをシートで覆う 地面をコンクリートで舗装 ドラム缶による密閉
ねずみ、害虫等防止措置	定期的に清掃 薬剤散布
その他保管施設の構造等に関する事項	特になし

備考

- 1 記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等を含むこと。
- 2 各項目にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。